

第3章 経済支援

本人や家族が安定した生活を送るためにはお金の心配は大きな問題です。本人がいつ退職したかにより、その後の収入が大きく変わります。たとえば、在職中なら傷病手当金の申請をすることが可能です。

傷病手当金の支給を受けている間に、その後の生活費をどうするかを考えられますので、その時間は家族にとっても本人にとっても大切な時間になります。

企業においては、独自に互助会等の支援制度を定めているところもありますので、家族が在職している企業も含め担当者へ確認するよう勧めてください。あせらず、着実に様々な制度や保険などに目を向ける支援が必要です。

1. 傷病手当金

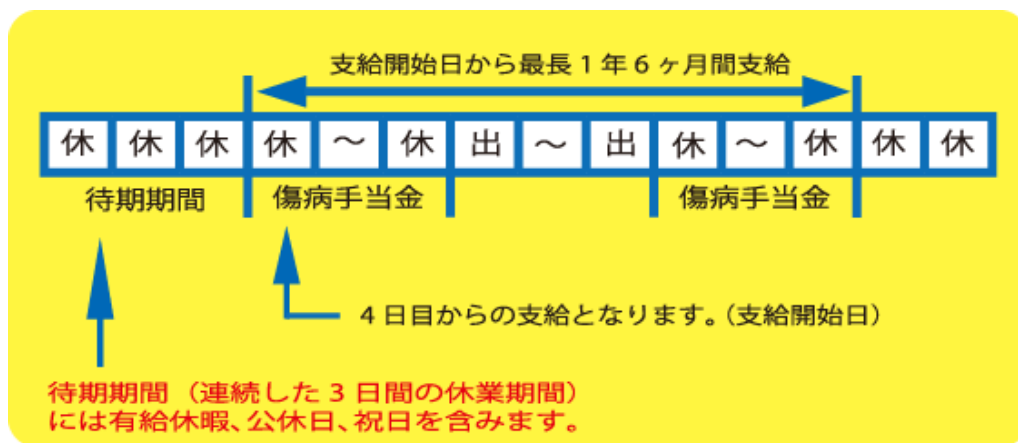
病気やけがで仕事を休み、給与を受けられない時の休業補償です。

(全国健康保険協会や保険組合に加入の人)

(1) 病気休業中に傷病手当金を請求するとき

要件

- ① 仕事とは関係ない病気やけがで療養していること
- ② 療養のために仕事に就けないこと ※担当医の意見書をもとに判断
- ③ 給与を受けていないこと ※手当などで給与を一部でも受けている場合は給与額を減額調整
- ④ 3日以上連続して仕事を休み、4日目以降休んだ日に対して支給
※連続した3日間〔待機〕には有給休暇を含む



(2) 退職後も傷病手当金を請求するとき

要件

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者であること
- ② 退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業していること
- ③ 失業保険を受けていないこと ※併給不可。失業保険は働くことができる方に対する給付です
- ④ 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不可であること

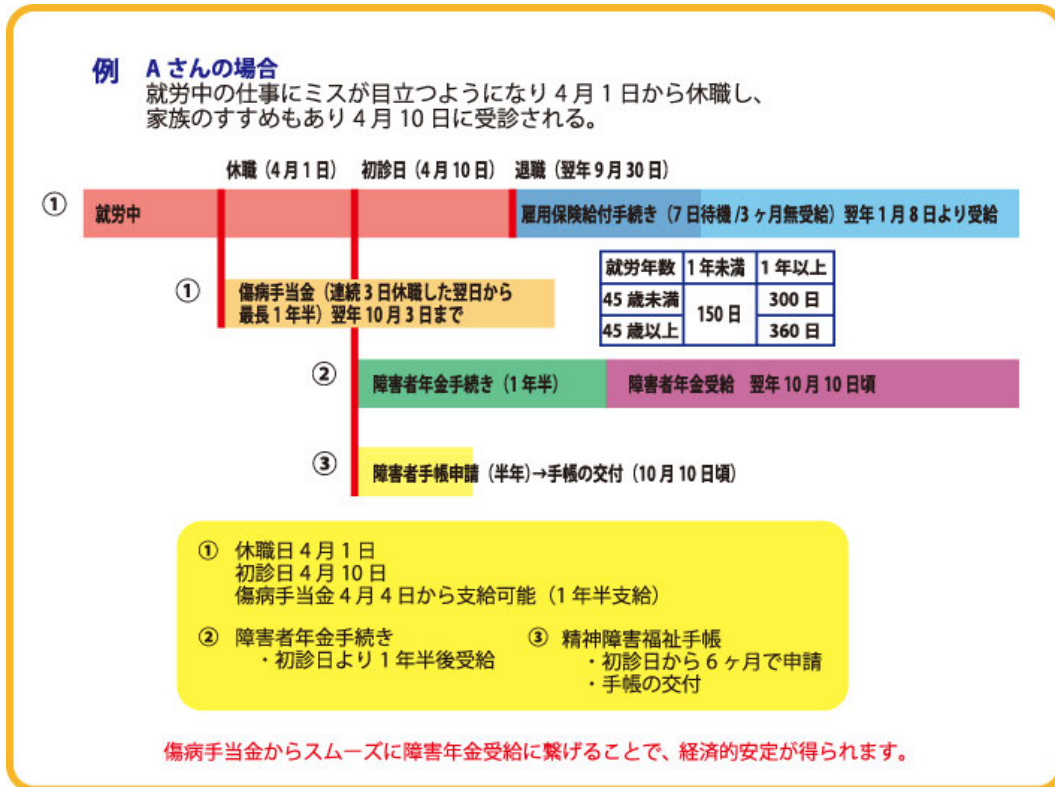
⑤労務不可能期間が継続していること ※断続しての受給はできません

(3) 窓口・申し込み方法

「傷病手当金支給申請書」と「添付書類（初回提出時のみ）」を全国健康保険協会の各と都道府県支部、又は各健康保険組合へご提出ください。

添付書類

- ①「申請期間 + 申請期間の1ヶ月前」にかかる出勤簿（タイムカード）の写し
- ②「申請期間 + 申請期間の1ヶ月前」にかかる賃金台帳（給与明細）の写し



生活福祉資金

生活福祉資金とは、低所得者世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対して、資金の貸付及び民生委員と社会福祉協議会とが、必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助成促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援することを目的とする貸付制度です。**※若年性認知症の方も利用できる場合があります。**

詳細は、市町社会福祉協議会または県社会福祉協議会へお問い合わせください。

生命保険（保険免除特約）

主契約の被保険者が責任開始時以後に生じた障害又疾病が原因で、所定の高度障害状態になられた時に支払われる保険金です。
(特約が必要な場合があります。)

高度障害保険金の受取対象となる高度障害状態

(※契約証書の確認をして下さい)

- ・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ・中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

受取人である被保険者本人に意思能力がない等、高度傷害保険金を請求できない特別な事情がある時は、あらかじめ指定した「指定代理人」が請求する指定代理制度を多くの生命保険会社に取り扱っています。

支払い免除（保険料免除特約等もあります）

**内容は生命保険会社によって違います。
不明な点は各生命保険会社にお問い合わせください。**

2. 障害年金

障害年金とは、傷病によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給される非課税の年金です。

(4) 対象者

①初診日要件

国民年金（障害基礎年金）	厚生年金（障害厚生年金）
初診日において国民年金の被保険者であること、または初診日に60歳以上65歳未満で日本国内に移住していたこと	初診日において厚生年金の被保険者であること

※初診日とは

障がいの原因となった傷病について、初めて医師または、歯科医師の診療を受けた日を言います。

②保険料納付要件

国民年金（障害基礎年金）	厚生年金（障害厚生年金）
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間の3分の1以上の滞納がないこと、または、初診日の属する月の前々月までの間近の1年間に保険料の滞納がないこと	

③障害要件

国民年金（障害基礎年金）	厚生年金（障害厚生年金）
障害認定日における障害の程度が1級または2級であること	障害認定日における障害の程度が1級、2級または3級であること

※障害認定日とは

原則：初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日

特例：初診日から起算して1年6ヶ月期間内に直った時はその治った日

（その症状から固定し治療の効果が期待のない状態に至った日を含む）

(5) 窓口

最寄の年金事務所

3. 障害者控除

納税者本人・配偶者又は扶養家族が「障がい者」である場合は、所得控除を受けることができます。

(6) 障害者控除の対象となる人

①本人（納税者）

障害者 : 身体障害者手帳や、精神保健福祉手帳の発行を受けている人など

特別障害者 : 身体障害者手帳に、障害の程度が1級又は2級、精神保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人など

②障害者を扶養している人（納税者）

※障害者控除の対象となる人や、配偶者又は扶養親族の障害者控除を受ける場合の詳しい要件は、国税庁のホームページをご覧ください。最寄の税務署におたずねください。

(7) 所得税と住民税の控除

区分	所得税の控除額	
	本人	控除対象配偶者 又は扶養親族
障害者	27万円	27万円
特別障害者	40万円	40万円
同居特別障害者※		75万円

区分	所得税控除額	
	本人	高所対象配偶者 又は扶養親族
障害者	26万円	26万円
特別障害者	30万円	30万円
同居特別障害者※		53万円

(注) 平成24年度以後の個人住民税について通知されます

住民税に関しては、お住まいの市町の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※「同居特別障害者」とは特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、納税者本人又はその配偶者もしくは、納税者本人と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している人をいいます。

(3) 障害者を扶養している人の各種所得控除の金額



自動車税・自動車取得税の減税

三重県では、県内に居住し、精神障害者福祉手帳（1級）や、身体障害者手帳、療育手帳を交付されている人（対象となる手帳と等級があります。）が車を私有し（保護者でも可能場合あり）、かつ、使用する車について移動手段として用い、一定の要件を満たす場合に自動車税・自動車取得税を減免する制度を設けています。

詳細は、最寄の県税事務所または自動車税事務所までお問い合わせください。

4. 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な 20 歳以上の在宅障がい者に支給される手当です。

※原則診断書が必要ですが、手帳所持の場合、省略できることがあります。

(8) 要件

- ①日常生活で特別な介護を必要としている人
- ②在宅で介護を必要としている人
- ③20 歳以上の人

※対象外

- ・生計同一者の前年所得が基準を上回る人
- ・特別養護老人ホームなど施設に入所している場合 ※通所施設は含まれません
- ・病院又は診療所への入院が 3 ヶ月を超えた場合

(9) 支給月額

26,830 円

(3) 支払い時期

原則 2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれの前月分まで支給

(4) 支給手続き

- ①特別障害者手当用診断書
- ②各種障害者手帳
- ③本人名義の通帳

④マイナンバー

⑤本人・生計同一者の取得課税証明書

* 申請月が4月～6月の場合は前年度証明書（前年1月1日現在、市外住所者のみ）

* 申請月が7月～3月の場合は本年度証明書（本年1月1日現在、市外住所者のみ）

(5) 窓口

各市町の障がい福祉担当課

5. 生活保護

生活保護とは、生活に困窮している人に困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

(1) 要件

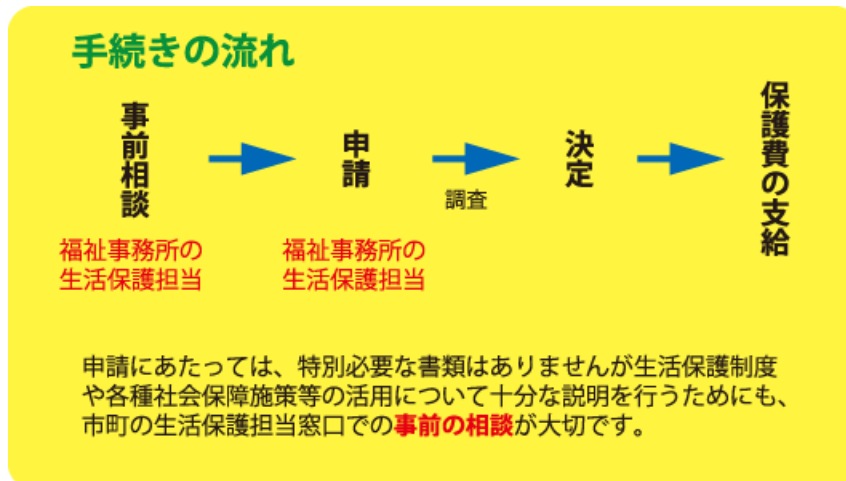
- ①世帯全体が、持っている資産や能力等を活用しても、なお生活が困窮しているという条件
(補足性の原理) を満たす必要があります。
- ②親族等から援助を受けることができる場合は、生活保護よりもそちらが優先されます。

(2) 内容 (8つの扶助)

- ①生活 ②住宅 ③教育 ④介護 ⑤医療 ⑥出産 ⑦生業 ⑧葬祭

(3) 申請時に準備が必要なものの例

- ①申請者の印鑑 (認印可)
↓以下は、家族全員の分↓
- ②預貯金通帳 (銀行、郵便局、農協、漁協等)
- ③給与明細書 (最近3ヶ月の分)
- ④各種年金、恩給、手当などの証明及び通知ハガキ
- ⑤健康保険証、被爆者健康手帳、生命保険証
- ⑥その他、収入、資産が分かる資料



(4) 窓口

各市町の生活保護担当課